



パッシブシステム研究会に入会されますと、下記のメリットが会員に付与されます。
入会についてのお問い合わせやご質問はお気軽に当会事務局か[こちらのフォーム](#)よりお願いいたします。

■ パッシブシステム研究会 会員特典

パッシブ換気住宅の 設計・施工支援

- 会員向け勉強会等によって、設計・施工技術の向上を支援します。
- 会員間の情報交換・交流が行えます。
- 技術指導（有料）を受けることができます。
- 一般消費者向けセミナー等によって、受注機会が増えます。
- 研究会独自の計算ソフトやパンフレットが購入できます。

関連部材の 安定仕入れ

- パッシブ換気住宅の建築に必要な部材等の仕入れが安定的に行えます。

■ パッシブシステム研究会 入会要項

応募資格

- 会員 北海道および東北・信越地域の寒冷・積雪地域を主要な営業エリアとし、寒地住宅の性能向上に意欲を持って取り組んでいる工務店・設計事務所。
- 賛助会員 当会の活動主旨に賛同し、会の活動と会員の経営を支援していただける住宅建築業界関係の企業・組織および個人。

入会金・年会費

- 会員 入会金 50,000円 年会費 48,000円（工事会社）、24,000円（設計事務所）、10,000円（サポート会社）
- 賛助会員 年会費 50,000円以上（メーカー）、40,000円以上（販売店）、6,000円（個人）
※賛助会員は入会金不要

ご入会のお申し込み・お問い合わせは、事務局までご連絡ください。ご入会は役員2名の推薦などの条件があり、理事会の承認を得てからとなることを、ご了承ください。

パッシブシステム研究会

〒007-0837 札幌市東区北37条東21丁目1-27-1 ライズファシリティデザイン(株)内

TEL: (代表) 011-213-7547 FAX: (代表) 011-213-7548

URL:<https://www.pv-system.jp> E-mail:info@pv-system.jp

パッシブシステム研究会・入会のご案内

2012.4.21

パッシブシステム研究会は、パッシブ換気システムの技術向上と普及促進を通じて、地場の住宅建築関連業界の活性化と地位向上を目指しています。貴社も是非ご入会下さい。

正 会 員	会 費	賛 助 会 員	会 費
入 会 金	50,000円/入会時	入 会 金	0円
工 事 会 社	48,000円/年	メーカ-	50,000円以上
設 計 事 務 所	24,000円/年		1口10,000円(5口以上)
サ ポ - ト	10,000円/年	販 売 店	40,000円以上
初年度合計(工事)	98,000円/入会時		1口10,000円(4口以上)
初年度合計(設計)	74,000円入会時	個 人	6,000円/年
初年度合計(サポート)	60,000円入会時		

※入会には、当会入会基準等による審査が必要です。

正 会 員

パッシブ換気住宅を設計・施工する設計事務所と工務店、及びこれに準ずる企業・個人

賛 助 会 員

会の主旨に賛同し、ともに会の活動に参加できる企業・個人

●お問い合わせ

NPO法人 パッシブシステム研究会

事務局 〒007-0837 札幌市東区北37条東21丁目1-27-1

ライズファシリティデザイン(株)内

TEL 011-213-7547 FAX 011-213-7548

ホームページ www.pv.system.jp

メールアドレス info@pv-system.jp

入 会 申 込 書

パッシブシステム研究会 行

平成 年 月 日

貴社名		業種	
住 所 (〒)		代表者(フリガナ)	
		ご担当者(役職・部署・フリガナ)	
E-mail	TEL	設 立 大 昭 平 年 月	従 業 員 数 名
	FAX		

FAX (011)213-7548



パッシブシステム研究会事務局
ライズファシリティデザイン(株)内

パッシブシステム研究会入会・退会基準等（2016,7月現在）

入会基準（資格）

本会は、会の趣旨、定款に賛同し北海道を拠点に活動する工務店・設計事務所等と、会の趣旨、定款に賛同する企業及び個人により構成する。会員の種別は以下の通りとする。

○正会員

住宅の設計・工事監理や施工を直接担う企業の内、以下の要件を全て満たすもの。

工事会社

- ・役員2名の推薦状が必要
- ・北方型住宅ECOの登録実績があること
- ・自社内にBIS及びBIS-E、またはBIS-Mの資格者がいること

設計事務所

- ・役員2名の推薦状が必要
- ・北方型住宅ECOの登録実績があること
- ・自社内にBISまたはBIS-Mの資格者がいること

サポート会員

住宅の設計・工事監理や施工に関連した業務を行う企業の内、会の趣旨に合致する住宅に寄与する意思のあるもの。（以上正会員）

○賛助会員（メーカー会員、販売店会員）

会の趣旨に賛同する企業の内、正会員の要件を満たす可能性のないもの。

○個人会員

会の趣旨に賛同する者の内、正会員の要件を満たす可能性のある企業に所属していない者。

○入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

退会基準

○定款第8条、9条、10条の事由により、会員の資格を喪失した場合、会員名簿の登録を抹消する。

○会員の資格を喪失後は会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

付記 1：正会員に対して、入会後のパッシブ換気住宅の施工実績状況に関して理事が面談を求めることができることとする。付記 2：新会員入会時のレクチャー開催は、役員会と作業部会においてその内容及びかかる費用を決め運用する。付記-3：上記以外の項目については、役員会において随時取り決め運用ができることとする。